

カール・デューツェル著

池田浩太郎訳

公債の経済理論

千倉書房

昭和五十二年一月十日 印刷
昭和五十二年一月二十日 発行

省 検 印
略

『公債の経済理論』

原著者 カール・ディーツェル

訳者 © 池田 浩太郎

東京都中央区京橋二丁目八番地

発行者 千倉悦子

東京都豊島区池袋本町三―三四―一三

印刷者 (有) 桑島印刷

〒104 東京都中央区京橋二丁目八番地第一生命ビル

発行所 千倉書房

電話 (273) 三九三一(代)―五

振替・東京 二九七八



カール・ディーツェル教授

写真原版：Ernesti Ranke ad collegas carmen feriaticum
photographicis singulorum imaginibus illustratum. Marburgi 1871.
写真版權所有：Universitäts-Bibliothek Marburg

訳者序文

本書は公債論の古典的名著といわれる、カール・ディーツェルの「国民経済との関連よりみたる 国債制度」(ハイデルベルク、一八五五年刊行)の全訳である。原著のしめる公債学説史上の地位などについては巻末にある訳者の解説を参照いただきたい。

訳者にとっては原著はかなり難解かつ不明瞭のものであった。とくに非常に頻繁に使用される代名詞は、文法的にみて先行詞が明らかでないものもおおい。訳者は代名詞を先行詞そのままの形で訳すなどして、できるかぎり明瞭かつ平易な邦文におきかえるよう努力したつもりである。しかし、そのためにかえって誤りがふえたのではないかと危惧している。賢明なる読者の叱正をたまわれば幸いである。

翻訳にあたっては、だいたい一般の慣行にしたがつたつもりである。具体的にいえば、

◎ 訳語のみでは原語を推定しえない場合には訳語の後に原語を付記しておいた。

◎ 原著の隔字体部分や引用符の部分は、それぞれ傍点、**「」**をつけた。文中の**「」**内は訳者の適宜挿入したもの、**()**内は原著にあるものである。

◎ 訳注は必要最少限度にとどめた。訳注対象は本文中の傍に注^()の形でしめした。原著の注は半カッコ)に数字を付す形とした。そして、それぞれの注は段落終了直後においた。

◎ 原著のページは下欄にS. ページ数の形でしめしておいた。また、本書〇〇ページとあるのは特別にことわらない限り、原著のページをしめす。

◎ 原著における引用書目の記述方法はきわめて乱雑である。訳書では可能な限り原典に当り、これを精確に記すようつとめた。

◎ *Staatschuld, Staatsanleihen* は同義に使われたり、若干ニュアンスを違えて使われている。原語の想起を容易にさせるため、訳文では意識して前者を国家債務、後者を国債とした。また *Staatschatz* は国家財宝、ないしは備蓄財宝と訳しておいた。

◎ 章、節の見出しは原著では内容目次にのみあり、それぞれの章、節のはじまるページをしめしている。しかし本文では節の見出しは欠落している。訳書では訳者が本文中の適当とおもわれる所に節の見出しを挿入してしめしておいた。また訳書第八章の結語は、原著では独立の章の形式をとってはいるが、第八章という表示はない。

本訳書が出版にこぎつけるまでにはおおくの人々の尽力をえた。記して感謝のしるしとしたい。

故井藤半彌先生には三十年にわたるご指導をうけ、学恩のますますおおくかつ尊いのおぼえる。

訳者の不詳なるドイツ文については成城大学経済学部に関係のある、羽白幸雄、大山聡、信岡資生およびエドイット・ラウの諸教授の教示をうけた。バイリッシェ・フェラインバンクのペーター・バーロン博士からも同様の援助をうけた。フランス文については丸山愛子教授 (I・C・U) の助力をえた。

校正、出版に関しては千倉書房の千倉孝副社長、秋本景介・鈴木敏也両編集部長に多大な迷惑をかけた。三氏の俠気と友情なしでは本書は日の目をみることはなかったとおもう。

なお、この翻訳や訳者解説は昭和五十一年度文部省科学研究費補助金（一般研究c）による研究成果の一部であることも付記しておく。

昭和五十一年秋

池田浩太郎

目次

ページ

第一章 序論	一
--------	---

第二章 国民経済的立場	九
-------------	---

一、国家消費の生産性	三
二、個別経済と総体経済	六

第三章 信用	一四
--------	----

一、信用の経済的意味	一七
二、信用は生産力である	一九
三、信用の概念規定	三

第四章 資本	三六
--------	----

一、資本概念	四〇
--------	----

二、資本の成立……………	四
三、資本の効用……………	五
四、資本の自然的発展……………	五
五、流動資本と固定資本……………	六
六、資本の不斷の増加……………	六
七、新資本の使用……………	七
八、非物質的財貨……………	七
九、利用資本……………	八
十、非物質的資本……………	八
第五章 国民資本……………	九
一、總体經濟の成立と形成……………	九
二、總体經濟は国民全体によつて運営される……………	九
三、總体經濟の資本……………	九
四、国民資本……………	九
五、国民資本は個々人の貢納によつて成立する……………	一〇

六、固定国民資本	一〇七
七、流動国民資本	一一〇
八、国民の非物質的資本	一二四
九、国民の利用資本	一二〇
十、国民労働力發展のための資本	一二三
第六章 国家信用	一二三
一、国家信用の概念	一二四
二、資本の非償還性	一二七
三、国家信用は私信用を補充する	一二四
四、国家信用における信頼の基礎	一二七
五、給付能力	一二九
六、給付しようとする確乎たる意志	一三三
七、憲法の影響	一三七
第七章 国債制度	一六五

一、誤れる借入方法……………	一六
二、強制公債……………	一七
三、法外なる諸租税……………	一七
四、経費の多様性……………	一七
五、臨時的入用充足のための種々なる手段……………	一八
六、国家財宝……………	一八
七、租税と公債……………	一八
八、誤れる純所得理論……………	一八
九、公債は資本を破壊するか……………	一九
十、高い租税の調達不可能性……………	二〇
十一、節約の促進……………	二〇
十二、外国の資本援助……………	二二
十三、将来の世代の負担……………	二四
十四、国債の目的……………	二九
十五、既存可処分諸資本の維持……………	三一
十六、貸付けられるのは貨幣ではなくて財貨である……………	三五

十七、生産の上昇……………	三六
十八、公債制度は自己を再生産する……………	三三
十九、公債はあらたに形成された資本である……………	三四
二十、国家債務の呼称への反対……………	三五
二十一、既存国家債務の効用……………	三七
二十二、文化発展の最高段階としての公債制度……………	三八
二十三、公債制度は社会的不平等を助長するか……………	三九
二十四、ただし制度としての永久年金……………	四〇
二十五、国家が起債すべき時期……………	四一
二十六、公債制度の限界……………	四二
二十七、償還……………	四三
二十八、分割償還 (Tilgung)……………	四七
第八章 結語……………	四二
カール・デーツェルの公債学説とその学説史的地位……………	六七

第一章 序 論

人類の發展史上で近世という時代を特徴づけるものであり、しかも諸国民の一般的福祉におおきな影響をあたえたことにより、以前の時期とのあらゆる比較を絶するほどに近世をきわだたせているいくつかの偉大な現象があるが、そのうちとくにひとつの現象が他にぬきんでている。この現象はその成立の様式や作用の広大さの点で觀察者の心には不可解にして、かつ圧倒的なものに映ずるであらう。

この現象とは、すなわち、近世諸国民がその目的達成のために調達しうる物的補助手段の巨額さであり、しかもとくに近世諸国民がこれをくみとりうる源泉の無尽蔵さなのである。ヨーロッパ先進諸国民が物質的・精神的福祉の増大という巨大な進歩によってひろめた名声と栄光とは、たといその最大部分ではないにしてもかなりの部分が、諸国民のこの能力と秘められた力に、すなわち、諸国民にこれをなしうる能力をあたえたあると見えがたいものに帰属するであらう。

この秘められた力、とらえがたい何ものか、これがすなわち信用なのである。十八世紀のはじめにおこり、そしてわれわれが国民経済的と名づけた、新原理にもとづく諸國家發展において、信用こそはそのおおいなる原因であるとともに、またその結果でもあるのだ。この原理が国民経済的であるといわれる所以は、すべての人々の団結力のはたらしによる全國民の福祉増進ということがらが、十八世紀はじめ以来國家という団体の主目標とし

て意識的に追求されてきた事由によっている。かくて信用は、これが制度として使用されることによって、はじめて現代史を、それ以前の数百年、数千年にわたる全時期からわかつことになるのである。信用こそが、近代を「他の時代から訓然と」特徴づけるおおいなる差異のすべてを生じさせたものなのである。かくて信用は偶然的現象でもなく、また恣意的に作られたものでもない。いやしくもそれ以上の発展が可能とされる場合に、これはかなり高い段階において当然生ずるような人間発展途上の必然的一項を形成するのである。国富と国力との増大ということは当然これらのものを維持し、増進させる手段をますます大規模に展開させる。もし信用が与えた力を借りなかったならば、この百年間におけるヨーロッパの大動乱と改革とは生じなかったであろう。ましてや、いまわれわれが現に享受しているような実り豊かな成果はうみだされなかったであろうとおもわれる。

国家信用が未知のあたらしい力として諸国民の生活に入り込んできたときに、これは必然的に公衆の注意をひくものとなった。しかし同時に国家信用がはじめて登場するにあたり、しかもそれが事物の自然状態からとり出されてある程度完全に形成されるにいたる以前にあっては、その真の本質が把握されなかったのは理の当然であった。それゆえまた著作家や一般公衆が国家信用を評価するときとおなじく、政治家が国家信用を使用する場合にも思いちがいや誤りにおちいったのも無理からぬことであつたであらう。にもかかわらず、国家信用はそのわずかな端緒から、自己のもつ内在的・自然法則的必然性をもって不断に発展し、遂にわれわれが今日みるような目もくらむ高さへと漸次到達していったのである。

国家信用理論がいまだ国家信用の本質と作用との充分なる解明をなしていないとはいえ、国家信用ほど實際的にも理論的にも発展しているものは国民経済の他の分野のうちにはまず存在しないといえるであらう。国家信用

の發展を一瞥すればこの間の事情は一目瞭然となる。

イギリスは本来的意味での国家信用の祖国である。イギリスではウィリアム三世の革命政府が臨時軍費に充當すべき資金 (Capital) の調達にあたり、私信用による調達という従来普通であつた調達方法を廃止し、漸次これにかえて元本を全然償還しない永久利子による資金調達方法の採用が必要であると考えた一六九〇年代以来、国家信用は徐々にできあがってきた。一六九四年のイングランド銀行創設にあたり、同銀行が政府に融通した百二十万ポンドの資金をもって、イギリス国債制度の嚆矢であるとみなしてよいであらう。なぜならば借りた元本を償還しないつもりで政府は同行に特權を授与したからである。ウィリアム三世は一千万ポンドの債務を残した。¹⁾

1) この統計は後出のものとおなじく Bernhard Cohen, *Compendium of Finance, etc.*, London 1822 によつた。本書ではイギリス國家債務の成長のおおまかな姿をとらえることのみが重要であるから、他の著作家たちのちがつた数字についてはちいらないことにする。もちろんこれらを引用することもまた余計なことであらう。

かかる目立たない端緒より國家債務は十八世紀を通じて不斷に成長した。とくにこれは長期かつ巨費を投じた戦争の結果増大したのである。各戦争後における國家債務残高を端数なしで示しておけば本書の目的のためには充分であるといえよう。

國家信用の眞の本質についての政治家的洞察や學問的認識は、國家信用の使用が急上昇的に増大するのと歩をおなじくはしなかつた。國家信用は熟慮と計画なしにできあがつたものであり、しかも政府が私的借入れにもとづく債務を弁済しえなかつたがために出現したものである。したがって國家信用がより一層の増大へとかりたて

1714年	5,000万ポンド
1763年	1 億4,000 "
1786年	2 億6,800 "
1802年	6 億2,000 "
1815年	8 億6,000 "

られた理由は国家信用の合目的性や長所にたいする明確なる洞察があったからではない。むしろ時々の境遇の圧力、とくに不可避であった戦争のための入用の圧力にもとづくものだったのである。国家信用の歴史的発展についてはここではこれ以上たちらない。国家信用理論の発展を簡単に考察するだけにとどめたいとおもう。

国家信用の理論は国家信用の成立以来ほぼ一貫してこれに敵対的立場をとってきた。経済学的認識のひくい当時の状態においてはこれでもいたしかたのないことであつたであらう。当時の人々はマーカンティズムの一面的かつ狭量な見解にとらわれていたり、またフィジョ

クラートのごとく土地に定着させた資本の使用以外はすべて非生産的であるというような見解に与してゐたので、国家債務の存在そのものの不可解さにおそれをなし、同時にその作用の大規模さにも驚嘆していた始末であつた。国家債務ができあがつた当初においてさえ人々はこれを国家の手にあまる性質のものとなしてゐたのである。もし国家信用制度をしめ出さなければイギリス国民は近い将来に没落するであらうと、十八世紀を通じてくりかえしくりかえし予言されてきた。周知のようにヒュームは「国民が国家信用を撲滅しなければ、国家信用が国民を滅ぼす^{注①}」と言つた。ピットが遂行した減債基金計画の起案者であるプライス博士^{注②}も後に同様のことをのべた。ここでは国民経済の全理論の天才的創設者であつたスミスをあげるだけで他のすべての者にかえてよいであらう。彼は国家債務を「破滅的年金公債制度¹⁾」にはかならずぬものとして述べているのである。

1) たとえば *Nationalreichthum, übers. v. Garve, 1799, Bd. 4, S. 425.* 参照〔本書の引用は以下ではスミス、国富論、独訳と略す〕。